

羅馬字にて日本語の書き方

羅  
馬  
字  
會





## 緒言

羅馬字會の書き方取調委員は人員四十名にして明治十八年二月三日始めて東京大學理學部に集會し外山正一氏を議長に寺尾壽氏を副議長に選舉し又チャンバーレーン氏イーピー氏外山氏寺尾氏并に余等二人を書き方の原案を作る委員に選みたり原案委員は博く内外の學士に意見を詢ひて三たび集會し集議の席にはヘボン氏ミテヒヨウ氏などを招待して其説を聽き熟議の上原案を作りたり書き方取調委員ハ此原案を基として五多び會議を開き三月廿七日を以て書き方を議定し畢りたれば今之を清書し印刷に附して會員に

頒つ

委員の議定したる書き方を閲するに次の三箇條に適ふこと明なり

第一 羅馬字を用ふるには其子字は英吉利語よりて通常なる音を取り其母字は伊太利亞語の音即ち獨逸語又は拉丁語の音を採用する事

(第二 假名の用ひ方に據らずして發音に從ふ事

(第三 教育を受けたる東京人の間に行はるゝ發音を以て成るべき標準とする事

委員は皆繁務なる人なればも非常の盡力を以て遂に諸人が簡便にして實地に適當せりと認むる所の書きならしめられんことを希望す

方を定むるに至りたれば會員諸君之を熟讀せられ之に據て日本語を綴り彼の學び易るらざる漢字をして跡を絶つに至らしめ以て眞の知識を得るの道を容易ならしめられんことを希望す

羅馬字會幹事

神田乃武  
矢田部良吉

明治十八年四月

## 羅馬字にて日本語の書き方

第一條 羅馬字の二十六字にて其名の次の如し

アベチデエフダハイシカ マナオベタラサタウ リ ャゼ

a b e c h d e f g h i j k h a e l m a n o p e k u r s t a u u v w a x k s y z

上の二十六字の中 L Q V X の日本語を書くよ用ひテ

第二條 A - U E O の五つの母字の假名文字の音を表ひすと次の如し

A ア 例へア ami <sup>アミ</sup> 安 <sup>アン</sup>

I イ、ヰ 例へイ iro <sup>イロ</sup> 色 <sup>いろ</sup> 居 <sup>イジ</sup> 登 <sup>イヂ</sup> 又 <sup>イ</sup> ヒ <sup>イ</sup> イを讀むとき例へば <sup>イ</sup> 恋 <sup>イカン</sup> 買 <sup>イマツ</sup>

四二五 倒へば ebi<sup>えい</sup> en<sup>エン</sup> oku<sup>オク</sup> 又へ「を」を讀むと見倒へば mao<sup>まお</sup> 前  
オオ、ナ 倒へば shu<sup>しゅ</sup> 音<sup>オン</sup> 肩<sup>オカ</sup> 又ホ<sup>ホ</sup> [オ]を讀むと見倒へば kao<sup>カオ</sup> 頭

但しテニチハの「ヘ及び「ヲ」は「ヘ」及び「ヲ」を書くべし又上の五つの母字はカキクケヨサシスセツ等の假名文字の母音を表すに用ひ

第三條 長き音の母字は字の上「」の符標を附けて之を短き音と區別すべき如し

A<sup>ア</sup> I<sup>イ</sup> U<sup>ウ</sup> E<sup>エ</sup> O<sup>オ</sup>

但し「」の外は用あることを少し尙第八條より第十三條までを見るべし

第四條 一つの子字と一つの母字を以て組立てたる短き音を羅馬字の順序に従ひ列ね記すことを次の如し

ya	ja	ba	bi	bi	bu	be	bo	da	de	de	fu	ga	gi	gu	ge	go	ha	hi	he	ho	ハ	ヒ	ヘ	ホ	
yu	ju	bi	bu	bu	bu	be	bo	ki	ki	ko	ka	ki	ku	ma	mi	mu	me	na	ni	nu	ne	ナ	ニ	ヌ	ネ
ye	je	bi	bu	bu	bu	be	bo	ki	ki	ko	ka	ki	ku	ma	mi	mu	me	na	ni	nu	ne	ナ	ニ	ヌ	ネ
wa	wa	ra	ri	ru	re	ro	sa	su	se	so	ta	te	to									タ	テ	ト	
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
〔ハ〕〔ワ〕を讀むと見らるる書くべし例へばテニチハの「ハ及び終 〔の〕〔ハ〕の如し	〔ハ〕〔ワ〕を讀むと見らるる書くべし例へばテニチハの「ハ及び終 〔の〕〔ハ〕の如し																								

テニチハの「ナ」に限り之を用ふ其外の「ヲ」は皆「と」書くべし  
ヤニエ テニチハの「ヘ」に限り「ヨ」を用ふ其外の「エ」の音の皆「と」書  
〔く〕べし

yo よ  
za ザ  
zu ズ  
ze ゼ  
zo ゾ

**第五條** 二つの子字と一つの母字とを以て組立てたる短き音を羅馬字の順序に従ひ別ね記すこと次の如し

nya	nya	nya
nyu	nyu	nyu
nyo	nyo	nyo
pya	pya	cha
pyu	pyu	chi
pyo	pyo	chu
		cho
rya	gya	hya
ryu	gyu	hyu
ryo	gyo	hyo
sha	hya	kya
shi	hyu	kyu
shu	hyo	kyo
sho		
tsu		
	mya	
	myu	
	myo	

此の二つの音の用ひ方は第七條を見るべし

此の二つの音の用ひ方は第七條を見るべし

比 bǐ 比较  
鄙 bǐ 鄙视  
鄙 bǐ 鄙陋  
鄙 bǐ 鄙俗

平常用ある所の長琶音を次に列記す

dǎ chō chū byō byō bō  
道 同 開 布 痘 痘 痰

羣  
禽

kyū	kō	kū	jō	jū	hyō	hō	grā	gyū
久 久 久 急	空 空 空 空	高 高 高 高	消 消 消 消	劫 劫 劫 劫	約 約 約 約	方 方 方 方	凝 凝 凝 凝	藥 藥 藥 藥

京其齋說今 日

領 龍 料 糜

毛 盲

數

明 苗

領 挑

農 納

州 集

乳 乳 入

生 松 小 妻

屏 女 房

唐 東 答 遣 口

應 稟 奥 抑 王 大

通 有 由 色 夕 暮

本邦 年 俸 說 法 說 法

洋 用 用 要 菓 漸

一 兵 六 俵

融 通

老 機 蟻 蟻

造 稽 雜 增

柳 柳 立

通 有 由 色 夕 暮

### 第七條

火、回、葉、貫、活及心臓、外顎、月等の音 n kwa, kwai, kwaku,

kwan, kwetsu, 及び gwa, gwai, gwan, gwatsu と讀くを ka, kai, kaka,

kan, katen 及び ga, gai, gan, gesu を讀くをも各人の好に任す。

第八條 英、永、計、藝、活、稅、丁、派、家、平、米、權、柄、頭、禮等の音 ei, ei, hei, gei, sei,

zei, tai, doi, nei, hei, hei, kompei, moi, rei を讀くべし。ō, ē, hei, gei, ge sei

を書く可らず。

第九條 新、岩、舊、者、言、譯、小、キ、紀、伊、引、テ等の音 n Nijamo, meshi, kinu, go,

ehisaki, Kii, hito, sū 等の Nijamo, meshi 等を讀くべし。

第十條 明、ア、語、ア、追、ア、語、ア、迷、ア等の動詞は onoi, kon, ut, son, mayon

を書く onai, kai, o 等を書くべらず。

第十一條 救、ア、吸、ア、纏、ア、狂、ア、振、ア等の動詞は sakun, sun, nun, karun,

furu を書く saku, su, nu 等を書くべからず。

第十二條 云フなる動詞は in を書くべし ひとと書くべからず  
第十三條 馬梅の訓は假名に「ウマ」即ち「ア」とも書き「ウメ」とも書くふえ  
とも書けども羅馬字にては una, une を書くべし

第十四條 促まる音と假名遣ひの如何に關らず其次の音の子字を重ねて之を示すべし但し次の音に始まるときは之を重ねずして前ヒセを加ふべし例へば

kokka 國家 shuppan 印版 motto 以テ solkjō 説教 itsū 一通 tussin 達者  
nitchō 日中 setchō 経貿

第十五條 一の音の終にあるひ及びヨは假名の「」の字に當る m, n, p の前はありてヒヨを用ひ其外は皆ヒヨを用ふべし例へば

teunmon 天門 tenbutsu 天佛 tonjou 天機 tenki 天氣 tenmon 天然 Tenmō 天王

第十六條 二つの語を以て成立したる語にして始の語はヒヨ終り次

の語は母字又はヲに始まるものはハイフン即ち「」の符標を以て其二つの語を區別すべし例へば gunen 原案 gen-in 原因 konyuu 痊、誰の如し gomen, sejin, konyu を書けば下男、下人、加入の音となるなり

第十七條 文章を繰るに當り語の切り方は次の如くすべし

(第一總て獨立の語は別々に書くべし

但し二つ以上の語を以て成立したる語にして之を分断せんば

意味の疑ひしきもの或ひ頗る長きものはハイフンを以て之を分断するも妨なしと雖もハイフンで成るべきだけ用ひさるを宜しとす

(第1) de, ga, ka, kara, koso, matsu, mo, ni, nite, no, to, wa, wo, yo, ye, yori, zo 等の助語は之を其附屬する所の語よりも離して書くべし  
(第2) 動詞のみに附屬して他の詞に附屬せざる助語は動詞より離さずヒヨ書くべし例へば yukishi, yukihi, yukiko, yukazu, yukanu, yokedomo,

yukitatsu, yukutan, yukiari, yukubashi, yukeba, yukanetsu, yukimasa.

但し助語二つ以上の音を以て成るときはハイフンを以て之を動詞より分断するも妨なし例へば yuki-kukkasan, yuki-karashi.

第十八條 句點及び頭字の用ひ方は英吉利の文に異なることをなし其概要を次に示す

肝要なる句點六つあり即ち

(第一)・コンマ(第二)・半コロン(第三)・ヨコム(第四)・止メ(第五)・疑問(第六)・歎息

「」は句切りの最小き區分を示すに用ひ「」は稍大なる區分を示すに用ひ「」は「」を以て示したる區分より更に意味の密き區分を示すに用ひ・は句切りの意味完く終りたるべき即ち一句切りの終に用ひ「」は疑問を表はす句切りに用ひ「」は感歎を表はす句切りに用ひ

上の外に符號數種あり其重なるものハ次の如し

一横線 ( ) 括弧 ( ) 鉤括弧 "引用" - ハイフン

「」は文句の組立急に變りたる時杯に用ひ( )及び〔 〕は播絃に用ひ( )で他の書物より文句を引用するとき又は文中に他の人の談話を其體に寫すときに用ひ「」は第十六條第十七條の場合に用ひ又は二行に跨りたる一つの語の其二つの語に非ることを示す爲に行の終に用ひ

頭字は一句切りの最初の語の初の字、固有名詞、尊稱等の初の字よ用ひ

以上述る所は甚簡略にして意味を盡さず唯句點、頭字等の重なる用ひ方を粗略示すのみ

第十九條 羅馬字と假名との關係を一目して瞭かならしめんが爲に之を比較したる表を次に掲ぐ然れども羅馬字を以て日本語を書く

## 假名と羅馬字との比較表

ra タ ka カ ga ガ sa サ za ザ ta タ da ダ ha ハ ba バ pa パ ma マ ya ヤ ra ラ  
 ri リ ki キ gi ギ shi シ chi チ ji ジ ni ニ shi シ bi ビ pi ピ mi ミ i イ ri リ  
 tu ツュ クュ グュ グス クス クツ クン グフ グバ グル グム グヤ グラ グ  
 e エ ヲ ケ ケ ゲ ゼ ズ ド ゼ ド ノ ヘ ゼ ヘ ボ ゼ ポ モ ゼ ヨ ゼ ロ ゾ(ウ)

kyu キュ sha シュ ja ジュ cha ジュ nya キュ hya キュ pa キュ mya キュ rya キュ

kyu キュ shu シュ ju ジュ chu ジュ nya キュ hyu キュ pyu キュ myu キュ ryu キュ

kyo キョ sho ショ cho ジョ nya キョ hyo キョ byo キョ myo キョ ryo キョ

$\begin{matrix} \text{kwa} & \text{gwa} \\ \text{ka} & \text{ga} \end{matrix}$

には假名に泥ままでして發音を標準となすべきことを勿論なり例へば第六條に「カフなる假名を云ふを書けり是れ「カフ」を「ヨー」と讀むときはのみ書くなり質と云ふ動詞を「カウ」と讀むときは、kaを書くべきなり又假名の「ハ」は羅馬字にて書けば三なり然るに「ハハ風ワ」の音を帶々斯かる場合にはwaを書かざるを得ず例へば變 <sup>カハ</sup> <sub>Kawawa</sub> 岩 <sup>ハハ</sup> <sub>HaHa</sub> の如し故に次の表を用ゐるには能く注意して假名と發音との異同を辨别せざるべからず

明治十八年五月九日出版御届  
同年五月十八日出版

定價金三錢

頸井縣士族

東京神田中屋町前十四番地

鐵道社  
出版人

發行所

同馬字會  
音地

大賣場所

東京日本橋通三丁目  
東京日本橋通三丁目

九善書店